

## 目 次

### 通達・通知・照会

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について等につ  
いて..... 1

## 通達・通知・照会

教 給 第 730 号  
平成26年 1月17日

各 次 課 長  
各 出 先 機 関 の 長  
各 所 管 機 関 の 長 様  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長  
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

### 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について 等について (通知)

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について (平成25年  
12月20日付け人委第582号) 等の通知が別記 1 から別記 4 までのとおり北海道人事委員会事  
務局長及び北海道人事委員会事務局給与課長からあったので、通知します。

記

- 1 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について (平成25  
年12月20日付け人委第582号) (別記 1)
- 2 住居手当の運用等についての一部改正について (平成25年12月20日付け人委第583号)  
(別記 2)
- 3 単身赴任手当の運用についての一部改正について (平成25年12月20日付け人委第584号)  
(別記 3)
- 4 条例及び規則等の改正に伴う単身赴任手当及び住居手当に係る事務処理上の取扱いにつ  
いて (平成25年12月20日付け人委第592号) (別記 4)

(教育職員局給与課給与制度グループ)

### 別記 1

人 委 第 582 号  
平成25年12月20日

北 海 道 総 務 部 長  
北 海 道 教 育 庁 教 育 次 長  
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長  
北 海 道 議 会 事 務 局 長  
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長  
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様  
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
札 幌 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長  
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

北海道人事委員会事務局長

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について

(通知)

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年4月1日付け48人委第267号通知）の一部を次のとおり改正したので、平成26年1月1日以降はこれによって実施してください。

記

第38条関係第3項中「第5条」を「第5条第1項第2号」に、「をいうものとし、いわゆる普通退職等は含まないものとする」を「又は同項第3号の規定に該当する退職（勤務公署の移転による退職であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。）をいう」に改める。

(給与課給与グループ)

## 別記2

人委第583号  
平成25年12月20日

北海道総務部長  
北海道教育庁教育次長  
北海道警察本部警務部長  
北海道議会事務局長  
北海道監査委員事務局長  
北海道選挙管理委員会事務局長 様  
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長  
各海区漁業調整委員会事務局長  
北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
札幌市教育委員会学校教育部長  
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

住居手当の運用等についての一部改正について（通知）

住居手当の運用等について（昭和49年12月12日付け人委第834号－3通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成26年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第4第5項中「又は復職」の次に「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（以下「再任用」という。）をされたことにより引き続き職員となったものにあつては当該再任用」を加え、同項第3号中「又は第5号」を「から第6号まで」に改める。

(給与課給与グループ)

## 別記3

人委第584号  
平成25年12月20日

北海道総務部長  
北海道教育庁教育次長  
北海道警察本部警務部長  
北海道議会事務局長  
北海道監査委員事務局長  
北海道選挙管理委員会事務局長 様  
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長  
各海区漁業調整委員会事務局長  
北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
札幌市教育委員会学校教育部長  
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

単身赴任手当の運用についての一部改正について（通知）

単身赴任手当の運用について（平成2年3月26日付け人委第1022号通知）の一部が次のと

おり改正されたので、平成26年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

道職員給与条例第11条の2、学校職員給与条例第10条の2の5及び警察職員給与条例第13条の2関係第1項中「又は休職」を「若しくは休職」に、「又は復職」を「若しくは復職又は再任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されることをいう。以下同じ。）をされたことにより引き続き職員となった場合の当該再任用」に改める。

規則第5条関係第2項及び第3項中「第7号」を「第8号」に改める。

規則第5条関係第6項中「第2項第8号」を「第2項第9号」に改め、同項第3号中「又は復職」の次に「、再任用をされたことにより引き続き職員となったものにあつては当該再任用」を加え、「第7号」を「第8号」に改め、同項第6号中「及び派遣」を「、派遣」に、「前号」を「第5号」に、「該当するものを」を「該当するもの及び再任用をされたことにより引き続き職員となった配偶者で前号に掲げる職員に該当するものを」に改め、「又は復職」の次に「、再任用をされたことにより引き続き職員となった配偶者で前号に掲げる職員に該当するものにあつては当該再任用」を加え、同号を第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 再任用をされたことにより引き続き職員となったもののうち、当該再任用前の職員としての在職を当該再任用後の職員としての在職とみなした場合に、当該再任用をされる前から引き続き道職員給与条例第11条の2第1項、学校職員給与条例第10条の2の5第1項若しくは警察職員給与条例第13条の2第1項、規則第5条第2項第1号から第5号まで又は第1号から第3号までに規定する職員である要件に該当することとなる職員

（給与課給与グループ）

別記4

人委第592号  
平成25年12月20日

北海道総務部人事局人事課長  
北海道教育庁教育職員局給与課長  
北海道警察本部警務部警務課給与管理室長  
北海道議会事務局総務課長  
北海道監査委員事務局総括監査課長  
北海道選挙管理委員会事務局次長 様  
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長  
各海区漁業調整委員会事務局長  
北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
札幌市教育委員会学校教育部教職員課長  
北海道人事委員会事務局総務審査課長

北海道人事委員会事務局給与課長

条例及び規則等の改正に伴う単身赴任手当及び住居手当に係る事務処理上の取扱いについて（通知）

この度、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。）及び北海道警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の改正に伴い、単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則第7-754。以下「単身規則」という。）、住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-354。以下「住居規則」という。）、単身赴任手当の運用について（平成2年3月26日付け人委第1022号通知）及び住居手当の運用等について（昭和49年12月12日付け人委第834-3号通知）が改正され、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行されるところですが、改正に伴う単身赴任手当及び住居手当に係る届出等の事務処理に当たっては、次の事項に留意の上実施していただくとともに、職員への周知等についてもご配慮願います。

記

1 単身赴任手当の取扱い

施行日前から単身赴任をしている再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により

採用された職員をいう。以下同じ。)で、今回の改正により、施行日において単身赴任手当の支給要件を満たすこととなる職員については、単身規則第7条の規定に基づく当該職員からの届出により、施行日以降、単身赴任手当を支給すること。

この場合において、「届出の理由」は「1新規」、「上記事実の発生日」は「平成26年4月1日」となるものであり、届出が施行日から30日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給されることとなるので、留意すること。

なお、施行日前から単身赴任手当を支給される職員が施行日において再任用職員となり、再任用をされた以後も当該職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更がなく、当該手当の支給が継続される場合で、再任用前の単身赴任届及び証明書類等が認定権者において保管されているときは、新たに単身赴任届等の提出を求めないこととして差し支えないものとする。

## 2 住居手当の取扱い

施行日前から引き続き自ら居住するための住宅を借り受け家賃を支払っている再任用職員及び施行日以降に単身赴任手当を支給されることとなる再任用職員のうち、施行日前から引き続き配偶者（配偶者のない職員にあっては単身赴任手当の支給要件に係る子。以下「配偶者等」という。）が居住するための住宅を借り受け家賃を支払っている職員で、今回の改正により、施行日において当該住宅が住居手当の支給の要件を満たすこととなるものについては、住居規則第3条の規定に基づく当該職員からの届出により、施行日以降、住居手当を支給すること。

この場合において、「主な届出の理由」は「新規」、「事実発生日」は「平成26年4月1日」となるものであり、届出が施行日から30日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給されることとなるので、留意すること。

なお、施行日前から住居手当を支給される職員が施行日において再任用職員となり、再任用をされた以後も当該職員又は配偶者等が居住する住宅、家賃の額等に変更がなく、当該手当の支給が継続される場合で、再任用前の住居届及び証明書類等が認定権者において保管されているときは、新たに住居届等の提出を求めないこととして差し支えないものとする。

（給与グループ）